

産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG（第5回）

（テーマ：IT・大学改革・イノベーション）

（開催要領）

1. 開催日時：2015年2月16日（月）9:00～10:30
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：

西村 康稔 内閣府副大臣
小泉進次郎 内閣府大臣政務官

岡 素之 住友商事株式会社 相談役
小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役社長
佐々木則夫 株式会社東芝 取締役副会長
橋本 和仁 東京大学大学院工学系研究科教授
三木谷浩史 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長

北山 禎介 株式会社三井住友銀行取締役会長
谷口 功 国立大学法人熊本大学長

平 将明 内閣府副大臣
西銘恒三郎 総務副大臣
藤井 基之 文部科学副大臣

（議事次第）

1. 開 会
2. IT利活用社会構築のための制度改革について
3. 産業競争力の源泉となる情報通信環境等の整備について
4. 大学改革・イノベーションについて
5. 閉 会

（田中日本経済再生総合事務局次長）

ただいまより「産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG」を開催する。御多忙の中参集いただき感謝。

本日は、テーマとしてIT・大学改革・イノベーションを取り上げるが、まずITに

ついて議論いただいた後に、出席者を入れ替え、大学改革・イノベーションの議論を行いたい。

最初に、西村副大臣から挨拶をいただく。

(西村内閣府副大臣)

本日は早朝より、平内閣府副大臣、西銘総務副大臣はじめ民間議員の皆様方にご出席いただき感謝。

先月29日の産業競争力会議でも複数の議員からIT利活用の重要性についてご指摘いただいたが、本日は、将来、日本の成長を支える変革の基礎となるであろう、ビッグデータや情報通信技術の利活用にむけた環境整備について議論いただく。

まず、パーソナルデータの利活用のための法案概要、10月から付番の始まるマイナンバーの利活用範囲について説明いただくが、ビッグデータはこれからの成長のイノベーションの大きな鍵を握るものであり、そのビッグデータ時代にふさわしい個人情報保護のあり方について議論いただきたい。また、マイナンバー、マイナンバーカードの利活用についても、その対象範囲の拡大や導入時期の前倒しも含めて議論いただきたい。技術の進展は非常に早いものがあり、それにふさわしい形の制度に変えていく、この不断の見直しが必要である。

あわせて、まさに情報通信環境の整備として、IoT時代における多様なサービスの創出やモバイル分野での公正な競争の促進に向けた取組について議論いただきたい。

(田中次長)

議題1「IT利活用社会構築のための制度改革について」、内閣官房情報通信技術総合戦略室から、パーソナルデータの利用環境整備、マイナンバー利用範囲拡大などについて説明をお願いしたい。

(平内閣府副大臣)

構成員の皆様には、日ごろよりIT政策の推進に多大なる御協力をいただき感謝。

IT利活用社会の実現に向け、パーソナルデータの利用環境整備、マイナンバーの利用範囲拡大、IT利活用を前提としない規制・制度、行政事務の見直しを中心にした取組をIT総合戦略本部主導のもとで推進している。

あわせて、私と小泉進次郎政務官のもとに、近未来技術実証特区検討会を立ち上げ、遠隔医療や遠隔教育、ドローン、自動運転等の近未来技術のプロジェクトを募集し、それにあわせた制度改革、規制改革などを行っていきたいと考えている。国家戦略特区や地方創生なども担当しており、近未来技術の見える化や、IT政策と国家戦略特区の橋渡しの実現に向けて取り組んでまいりたい。

(向井内閣審議官)

資料1「IT利活用社会構築のための制度改革について」の2ページをご覧ください。今国会への改正法案提出を考えている個人情報保護法とマイナンバー法の概要である。

個人情報保護法の1つ目は個人情報の定義の明確化。個人情報の定義について、現行を拡大しない範囲で明確化する。欧米には通常ある、いわゆる機微情報と称される、人種、信条、病歴等について、若干の規制、本人同意を得ることを原則義務化するというもの。

次に、2番目の匿名加工情報だが、現行法では、情報の提供元において容易に照合し個人が特定できるという容易照合が基準とされており、個人情報の一部はたいがい個人情報にあたるためSuicaの事件などがあったが、今回は特定個人を識別することができないように加工したものを匿名加工情報と定義し、これについて第三者提供が可能となるようにする。個人情報保護指針も、いわゆる民間団体が作成した際には、個人情報保護委員会が関与した上で、その実効性を高めることとする。

次に、3番目はいわゆる名簿屋対策。トレーサビリティの確保として、情報の利用者、提供者に対し、データの取得経緯等を確認し、一定の期間、内容を保存するというもの。そのほか、データベース提供罪も新設する。

さらに4番目の個人情報保護委員会とは、欧米に通常ある、いわゆるプライサミュー・コミッショナーに相当するものとして新たに設置するもの。現在の番号法にある特定個人情報保護委員会を改組する。

5番目は、個人情報の取り扱いのグローバル化。日本国内で個人情報を取得した外国事業者についても、日本の個人情報保護法を原則適用し、執行に際して外国当局への情報提供を可能とするものである。

その他の改正事項としては、いわゆるオプトアウト規定による第三者提供時に、そのデータ項目等については、個人情報保護委員会を通じて公表する。小規模事業者の対応として、現行法では規定のかからない5,000人以下の取り扱い事業者に対しても本法を適用する、等がある。

これらの法案については、予算関連法案として、できれば今月中に閣議決定頂きたいと考えている。

続いて、6ページ以降でマイナンバーの利活用について説明する。マイナンバーは、主に税・社会保障の分野の行政手続に使用し、今年の10月に番号を配り来年の1月から実際の利用を開始する予定である。

8ページの情報提供等記録開示システムは番号法の附則に書いてあるものだが、自分の番号付きの情報を確認する機能や、誰がなぜ情報提供したのかを確認する機能をもつ。そのほか、現在開発途中ではあるがプッシュ型のお知らせ機能もある。

また、さらに機能を拡張して便利にしていこうということで、9ページにマイポータル／マイガバメントの実現に向けた検討として、IT総合戦略本部マイナンバー等分科会で検討している内容を掲げた。最終的な目標はできるだけ全てをワンスト

ップにする、特に誰もがかかわることになる死亡や引っ越しについて、完全にワンストップにするためには何が必要になるのかというアプローチでやっていきたいと考えている。例えば、現代のインターネットでは送り先に着いたことを確認する手段がないため、着いたということが確認できるような送達の法的効力を有する、いわゆる電子郵便、電子私書箱的なものが必要なのではないか。そういうものを活用して、できるだけ全てワンストップにするために、例えば納税についても、電子決済機能がつくれぬかとか、認証連携機能がつくれぬか、といった点を検討している最中である。

10ページ以降は、マイナンバーそのものの利用範囲について、5つの事務を挙げている。

1番目、2番目、いわゆる戸籍と旅券については、現在、法務省において有識者による検討会を開始したということで、番号法の定める3年見直しの事項として今後検討を進めていくものと考えている。

一方で預貯金については、今回、関係者で大体の調整が整ったところであり、先ほどのパーソナルデータとあわせて、今通常国会での法整備を検討している。

医療・介護については、去年の年末に厚労省で一定の取りまとめを行っており、13ページに厚労省の中間まとめを載せている。厚労省の中間まとめでは、いわゆる医療機関、介護事業者間の連携については別のIDを考え、一方で、医療保険のオンラインの資格確認、あるいは保険者の健診データの連携、予防接種の履歴管理については、マイナンバーのインフラを活用するという方向になっており、現行の番号法の枠組みの中では法律に規定されていないため、保険者の健診データ間の連携と予防接種の連携については、今通常国会に改正案を提出させていただきたいと考えている。

5番目は、国交省を中心に既に検討している、いわゆる自動車登録のワンストップ化の一環である。

なお、マイナンバーについては、まだまだ民間への浸透が足りないところであり、総務省と連携し広報活動に取り組んでまいりたい。

最後に、18ページ以降で、IT利活用を前提としない、いわゆる規制・制度改革、行政事務に関する取組を説明する。

IT総合戦略本部規制分科会等で検討がなされたものとしては、いわゆる高等学校での遠隔授業の正規授業化や、不動産取引における重要事項説明に際する対面原則の見直し等について、担当各省において検討中である。また、現在、法令等により書面の保存、交付等をすることが規定されている事案の全数把握を行うべく悉皆調査中であり、結果を踏まえ、ITコミュニケーション導入指針を本年上期までに策定したいと考えている。また、「ITでもできる」ではなく「基本的にITを原則とする」ということを頭に置きながら検討を進めてまいりたい。

(田中次長)

続いて、議題2「産業競争力の源泉となる情報通信環境等の整備について」総務省から説明いただき、その後2つの議題について併せて意見交換を行うこととする。

(西銘総務副大臣)

総務省では、日本再興戦略等を踏まえ、世界最高水準のICT社会の実現に向け、2020年代に向けて公正な競争を確保しつつ、イノベーションを促進し経済の活性化と国民生活の向上を図るという観点から、情報通信審議会において昨年2月より議論を行い、12月に答申をいただいた。これを踏まえ、今国会に電気通信事業法の改正案を提出するべく詳細な検討をしている。

具体的には、大きく3点。

1つ、モバイルと光回線の利活用推進に向けた市場支配的事業者に対する規制の見直しによるイノベーションの促進。

2つ目、主要事業者のグループ化、寡占化への対応やMVNOの活性化等による移動通信サービスの競争促進。

3つ目、消費者保護ルールの充実による、安心してICTを利用できる環境の整備。

特に国民生活に身近な存在となっているモバイルについては、可能なものから速やかに取組を進めるべく、昨年10月にモバイル創生プランとして取りまとめた。さらにモバイルが使いやすい環境を整備し、イノベーション創出と利用の拡大を図るため、重点的に取り組むべき施策についてまとめている。

(吉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)

昨年12月の答申を踏まえた制度改正の方向性について説明する。

「1. ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出」の「①支配的事業者規制の緩和によるイノベーション促進」については、現在、市場支配的な事業者には、特定の事業者を不当に優先的に取り扱うこと等を禁止する規律が課せられている。しかし、例えば、スマート家電や見守りサービスのように、無線を使った多様なサービスのさらなる展開が見込まれる状況の中で、異業種との連携をもう少し進めてもいいのではないかとということで、モバイル分野においては、いわゆる禁止行為規制を一部緩和し、移動通信事業者と異業種事業者の連携を推進し、イノベーション創出につなげたいと考えている。

次に、「光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進」について、本年2月1日から、NTT東西が光回線の卸売の提供を開始し、多様なプレイヤーがNTT東西の光回線の卸サービスを受けて、通信を活用したサービスを提供できるようになった。これは光回線の利用率の向上や、イノベーション促進のために非常に肯定的な取組と評価できるが、一方でNTT東西が依然として地域において影響力の大きい事業者である点を踏まえ、卸料金についての届出制の導入や、業務改善命令等に関

するガイドラインの策定等といった公正競争環境を確保するための策を講じていく。

「2. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現」の1つ目は、グループ規制について。現在、モバイル市場では、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社がメインプレイヤーとなり、それぞれのグループ化が進んでいる。多様なプレイヤーによる競争により、料金の低廉化やサービスの多様化を図るといった競争政策の趣旨からして、さらなる寡占化の防止が必要ではないかということで、そのための制度整備として、具体的な事業者の合併や、株式取得など、グループ化に関する活動について、総務省が審査できる規律の導入を検討している。

移動通信サービスに関する競争の促進としては、寡占化の進むモバイル市場の競争を活性化させるために、いわゆる主要3社だけでなく、これらの3社からネットワークを借りサービスを提供するMVNOの普及促進が重要であると考え、MVNOがNTTドコモやKDDIなどからネットワークの必要な部分のみを低廉に借りられる仕組みについて法令で整備し、MVNOの自由な事業展開を後押ししたい。

また、キュッシュバックの適正化や、端末とネットワークの自由な組み合わせを実現するため、昨年末、SIMロック解除のガイドラインを改正した。SIMロックの解除によって、現在持っている端末のまま、他の通信事業者やMVNOに変更することができ、利用者の負担軽減やMVNOの活性化につながることを期待している。

「3. 便利で安心して利用できるICT環境の実現」としては、携帯電話やインターネットなどの通信サービスの契約や説明内容が高度化、複雑化しており、消費者からの苦情や相談も増加傾向にあるため、消費者保護ルールの見直しや充実が必要と考えている。具体的には、高齢者や若者など、利用者に応じた説明を行うことなどを含めた説明義務の充実、あるいは契約後一定期間では通信サービスの解約を可能とする初期契約解除ルールの導入などにより、安心してICTを利用できる環境を整備していきたい。

2ページ以降ではモバイル創生プランについて詳しく説明する。コンセプトは「もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に」という4項目。

主な取組としては、1番目の「もっと自由に！」ということで、SIMロック解除の推進を図っていく。本年5月以降に販売される新しい端末については、利用者から求めがあった場合、原則無料でSIMロックの解除に応じるようガイドラインを改正し事業者に対応を求めている。これにより、例えば端末を買いかえずに他の通信事業者の通信サービスへの乗換えが可能となったり、海外渡航時に現地のSIMカードに差しかえることで現地の通信サービスが利用可能になるなどのメリットがある。

2番目の「もっと身近で！」については、利用者がMVNOを安心して利用できる環境を目指し、MVNOのサービスの普及啓発あるいは青少年等のリテラシー向上のための取組を行っていく。現在、総務省では関係の機関、省庁等々と協力し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を行っている。学校や関係事業者等と協力し、青少年への普及啓発を展開するほか、フィルタリングあるいは本人確認の方法につい

て、利用者が正しい知識のもとで安心してサービスを利用できる環境を目指している。

3番目の「もっと早く！」については、高速大容量の新たなシステムとなる4Gの導入により、ストレスフリーな通信環境の実現を進めている。

4番目「もっと便利に！」については、MVNOのビジネス環境をさらに整備するために、NTTドコモなどのネットワークの必要な機能のみをMVNOが低廉に利用できる規定を整備しようと考えている。こうした取組を通じて、MVNOの契約数の倍増、モバイル等の産業規模を約10兆円拡大させるなどの成果のイメージを掲げ、モバイルの利便を最大限享受できるようなICT利用環境づくりを進めてまいりたい。

(田中次長)

それでは、民間議員の皆様から意見をいただくが、まず、実行実現点検会合でITの担当副主査をお務めいただいている三木谷議員から、論点資料を提出いただいているため説明いただきたい。

(三木谷議員)

1つ目、IT利活用に関して、検討方針にも積極的に盛り込んでいただき感謝。その上で、IT利活用推進新法を制定していただき、対面書面原則の撤廃を含めITをベースにいろんなことが行われていく環境作りを検討していただきたい。電子化を優先するという原則を宣言した上での、IT利活用推進新法というものを検討すべきである。

2つ目のモバイル競争政策については資料3-2をベースに説明する。SIMロックフリーの推進により前進はしているが、一番重要な肝のところをいわゆるMNOという3事業者が握っていて、MVNOに開放されないために十分な競争状況の確保や、IoTを中心としたさまざまなプレイヤーに対するネットワークの開放が不十分と考えている。

資料3-2の2ページで、移動通信料の負担が2004年以降2.5%だったものが、2013年には負担割合3.7%と1.2%上がっている。若年層は5.2%、特に家計、所得が低い方の負担が非常に大きい。3ページでは、携帯電話・スマートフォンの通信料が非常に家計を圧迫しており、ほかのところに消費が回らないという実態も表している。

4ページ、海外ではどんどん競争が起こっており、MNOの競争もMVNOの競争もある。例えばフランスでは、2010年の40ユーロが、Freeという会社が参入して以降実質12.9ユーロまで下がっている。一方、5ページ、我が国では、スマホ普及の立ち上がりは早かったが50%ぐらいで頭打ちしており、今後、いわゆるスマートシティであったり、スマートガバメントであったり、あるいは高齢者のサポート、IoTということを考えていくときに、このスマートフォンの値段が下がるということがなければIT

社会の実現はできないのではないかと考えている。

その中で申し上げたいポイントは、MVNOと言っても、いわゆるスモールMVNOとビッグMVNOというのがあり、電力業界の発送電分離のような形で、ネットワークと加入者を全く分けるのか、あるいは、いわゆるホールセラーがMNOで、MVNOは小売だけなのか、という点で大きく変わる。つまり、加入者の管理までをMVNO側にできるようにしなければMVNOは進まないのではないかと。

例えばSIMカードについては、SIMロックフリーに加え、SIMカードをMVNO側で焼ける権利というものが必要であり、加入者管理側、海外ではMVNOに開放されているHSS、HLRが日本では開放されていないというのが問題である。

12ページ、実際にはその他いろんなところになかなかMVNOに乗り変わらない仕掛けがある。海外ローミングも基本的にMNOが独占しており、これではなかなかMVNOによって料金が下がるということにならない。

13ページ、日本では基本的にSIMカードの発行、焼きつけがMNOしかできないため、海外にあるようなSIM自動販売機という形で人件費を下げて発売するようなこともできない。

17ページ、メールアドレスの移行問題。例えばメールアドレスの一定期間中転送サービスのようなものが考えられるが、これも意図的にやっていないのではないかと。

20ページ、転出手数料は海外なら100円単位でできるが、日本は2,000円、3,000円かかる。

このようなことを解消することによって、単純にMVNOだけでなく、情報端末、また今後は自動車、農業用機械等もワイヤレスネットワークにつながってくるとなると、そういういろいろなハードウェアのメーカーも含めた事業者たちがSIMカードを発行でき顧客管理ができるということがマストではないかと考えており、ぜひ検討をお願いしたい。

3番目、個人情報保護法についてはよくやっていただいていると思うが、一番肝になるのが第三者委員会。第三者委員会のメンバーこそが極めて重要であり、民間のビジネス実態がわかる者が少なくとも半数を占めるようにしていただきたい。インターネットというのはグローバルネットワークであるが、残念ながら、日本の法律はGoogle、Facebook等に対して執行できない。Googleログイン、Facebookログイン、これがアプリの中では主流なわけだが、ここに規制がかからない。例えば、Googleのストリートビューは規制されないが、同じようなことを日本の企業がやろうとすると規制がかかるという状態も想定し得る。日本の事業者も厳しくなれば、サービスカンパニーは海外に出そうということになる。皆さんが利用しているサービスの大半が海外サービスであるということも考慮に入れて検討いただきたい。

(佐々木議員)

個人情報保護法は非常に重要な法律だと認識。個人情報は既存事業のマーケティ

ングだけでなく、新規事業の創出や社会的課題の解決のための利活用が非常に期待されているが、取り扱いルールが不透明であるために、事業者が利用に躊躇し、一方、消費者が不安を感じているのが現状ではないか。

反面、世界の企業は、ビッグデータの収集、蓄積、分析、革新的な利活用、これをしっかり開発をしながら熾烈な競争を繰り広げており、データの利活用の巧拙が産業競争力そのものに直結すると考えている。このような状況を踏まえ、個人情報利活用ルールについては、セキュリティを確保する前提で最大限にフレキシブルな利活用を可能とする制度にするとともに、政令、省令、それから第三者機関規則、ガイドライン、こういうものに定める具体的な内容を検討する際には、民間の自主的な取組との連携を図り、産業界を含めたさまざまな関係者が参加する検討の場を設けるべきである。

個人情報の対象というのは、各識別子が特定の個人を一意に識別できるものに限定すべきであり、匿名化法関連で第三者機関規則を定める場合には、実務への負担を考慮して簡素な手続とするとともに、利活用の促進面での成果も適切に評価される組織としていただきたい。また、当初よりボーダーレスで活用される前提でグローバル化にも対応していくべきである。

また、マイナンバーにおける個人情報の定義については、クラウド上に公開されたデータを実際に利用するケースを想定した上で、不可逆の匿名化とグループ化や多重のスクリーニングで個人を特定できないことを担保した上で、想定した利用ケースを満たす情報を確保すべきである。

本日の資料1の14ページに、医療分野での番号の活用にマイナンバーを用いないとの記述があるが、社会保障費は第二の税金である。全体で100兆円になろうとする給付が、このような扱いで本当にいいのか。

これまでレセプトデータなどを個別のIDで電子化しているが、厚労省が集めたレセプトデータではほとんど統計がとれない、突き合わせができないという実態も承知しており、そういうことも反省した上で、マイナンバー採用による医療費の適正化をやっていただきたい。マイナンバーで年間2兆8,000億円もの医療費適正化の効果が出るという試算もあると伺っており、最低限、医療での個人情報の蓄積、マイナンバーの使用を義務づけるべきだと思っている。ぜひ検討いただきたい。

(小林議員)

MITの教授が2人で書いた『The Second Machine Age』という本の中で、こうした個人情報がビッグデータになり、経済的な金額としてどのようなものとなるのか、また、GDPへの影響がどうなのか、さらには、Total Factor Productivity (TFP)の向上を考えた場合、どれだけ役に立つのか、というような話がある。こうした指標を今すぐに整理するのは難しいと思うが、プロモーションするためには、そうしたファクターを結びつけるとよりわかりやすくなるのではないか。一方、特許出願の

電子申請などは、1990年ごろから磁気記録媒体であるフロッピーディスクなどを使って開始し、2005年頃からはインターネット回線を利用している。これは各会社から特許庁への提出の郵送の手間が省けるなどの他、大きな問題もなく非常にうまく言っている例である。こうしたものも含めて、今後どう活動していくかということも重要になってくるのではないか。

(岡議員)

ICT利活用について、我が国は残念ながら先進国ではないという認識でいるが、ここへ来て大変な勢いで政府がIT利活用について検討していることをうれしく思う。今日の説明にもあった、将来的には、ICTが原則だとか、義務化だとか、そこまで言われたのはすごいこと。

当面の取組として、中央政府及び地方政府を含めた行政の効率化を行うことで行政コストが相当セーブできるのではないか。効率化と同時に、住民、国民からすれば行政サービスの利便性が高まるという両面があり、一刻も早く着手すべきだと思う。

もう一点、大きな影響があるのは医療分野。医療分野でのICT利活用を相当進めていくべきではないか。そのときに、ビッグデータをどう使うとか、個人情報はどうするかという課題はあるが、少なくともICT利活用の主要な対象部分として医療関係があるのだということはぜひ言い続けてほしい。その観点からすると、マイナンバーの活用というときに、医療では使わないと言ってしまうのはいかなものか。いろいろ課題はあると思うが、目的を考えると一本化するほうが好ましいのではないか。

最後に、ITの利活用を進めていく、あるいはビッグデータを利活用する等々考えるといろいろな規制があるので、規制改革会議では既にビッグデータについては閣議決定された部分もあるが、今後も連携しながらやっていきたい。

(橋本主査)

ビッグデータとICTの活用に向けて随分前向きなことをやっておき、引き続きしっかりやっていただきたいと思う。サービスイノベーションにしても、科学技術イノベーションにしても、ICTは本当に重要な視点であり、新分野の開発あるいは新産業の開発においてキーになるもの。私が主に担当している大学改革やイノベーション改革においても、そういう新分野を誘導する仕組みを一生懸命考えており、そのキーとなる重要な政策になると思うので、ぜひともしっかりと前に進めていただきたい。

(三木谷議員)

MVNO関連で1点。現在の携帯電話の契約は大半が2年間自動更新となっており、

ユーザーの知らない間に更新されている。少なくとも自動更新ではなく、消費者に了承を得るようにしなければ、せっかくSIMフリーにしても意味がないのではないか。

(向井内閣審議官)

第三者委員会の構成が重要であるというのは全くそのとおりだと認識。現実問題として人選をする際あるいは第三者委員会の職員をリクルートする際に、そういう人材を持っているところから協力を得られないということもよくあるため、ぜひ協力いただきたい。

医療分野のIT利活用について若干誤解があるようだが、マイナンバーそのものを使わないということであり、番号を使った情報連携はやる。マイナンバーによる情報連携であっても、役所間はマイナンバーそのものではなく、マイナンバーと1対1の対応をする番号を使う。そういう意味で医療IDというのはマイナンバーと1対1の対応関係のある番号と理解いただきたい。ネットなどで見られない番号で情報連携をしようということ。そういう意味では、マイナンバーを用いた行政機関間での連携と基本的には変わらない仕組みになる。

その中で最大の問題は標準化の問題であり、医療分野では、カルテに書いてある病名自体が大学、例えば東大と慶應で違うというのが一般的であり、メスの形まで違うため、情報自体がなかなか突き合わないという点が今後最大の問題になる。そこについては厚労省にしっかり取り組んでもらいたい。

(佐々木議員)

マイナンバーと同等なものを使うのであれば、マイナンバーを使えばいい。経済財政諮問会議で勉強会を開いたときに、現在のレセプトデータはブランク等が沢山あり突き合わせができないという話を聞いた。別ナンバーにすれば、また同じことが起こる。ほとんど1対1でやるというのであれば、マイナンバーを使えばいいのに、なぜ別な番号を使う必要があるのか？しっかりとした適用への枠組みを設定していかないと、何のためのマイナンバーだかわからなくなってしまふ。ぜひ御検討いただきたい。

(田中次長)

三木谷議員の論点ペーパー、佐々木議員のお話の中で、個人情報定義の範囲の拡大は行うべきではないのではないかと、不可逆の匿名化を前提に議論すればいいのではないかと指摘があるがいかがか。

(向井内閣審議官)

定義は拡大しない、明確化だけを行う、という方針で現在法整備に臨んでいる。また、ありとあらゆる手段を使えばおよそ復元できない匿名化はない、一般的に復

元化できないことを担保できる匿名化はないという専門家の結論もあり、匿名化についてはそこまで厳格にせずに、受け取った方が再特定しないという形で安全性を担保するという仕組みになっている。

（吉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部長）

総務省としてMVNOは推進していきたいと考えており、三木谷議員から包括的な論点ペーパーを頂戴し心強く思っている。

個別の論点については、基本的に事業者間相互で具体的な協議をしていただかなければいけない部分と、総務省で何らかの手当てをしなければいけない部分がある。このあたりについては、普及促進に向けて整理をしながら引き続き検討を深めてまいりたい。

また、2年後の自動更新については、MVNOに限らず、MNO相互間の移転に関しても、消費者からの「契約内容に入っているが2年も経つと大体忘れていて、何とかならないのか」といった声は非常に多い。消費者ルールの充実強化についても並行して取り組んでおり、何らかの改善ができないかということも事業者も交えて検討し改善していきたい。

（小泉大臣政務官）

IT利活用を進めていくための行政の姿勢はとても大事である。岡議員より行政のあり方、働き方という発言をいただいたが、担当している地方創生の分野でも、まずは隗より始めよということで、例えばサテライトオフィスの普及や、テレビ会議システムの活用などに取り組んでいる。

地方創生の担当企画官を徳島県神山町に派遣し、サテライトオフィスとして1週間働いてもらった。私の執務室とまち・ひと・しごと創生本部と神山町の企画官と三者、三元中継で会議することを想定していたが、結果的には最新の建物である合同庁舎8号館でも二元中継以上はできないということがわかり、私の執務室に創生本部のメンバーを呼び二元でやるしかなかった。

また、出張中のパソコンの使用などにも問題があるのだが、総務省ならできる、というようなことを言われる。通信を担当している省庁である総務省がよいものを持っているのは1つの理屈として成り立つとしても、なぜイノベーションを冠している部局が最新のものを持っていないのか。

どこが担当するのか、というと相当大的な議論が必要になるかもしれないが、省庁や部局によって、出張中のパソコンで部局内のメールチェックができるかどうかといった点や、セキュリティーに対する意識が異なり、各省でかなりのばらつきが出ている。こういった点から変えていくこと、しっかり取り組んでいくことがIT利活用にとっては不可欠なのではないか。

仮に総務省が持っているパソコンやシステムが全省庁の中では最新なのであれば、

なぜほかではそういったことができないのか。予算配分の問題なのか、省庁の意識の問題なのか、その点をひも解いていかないと、利活用と言っても、利活用していない役所では進まないだろう。ワーク・ライフ・バランスの問題も、ワーク・ライフ・バランスのない政治家、官僚がやってどうするのだと、時々思うが、総務省としても、そんな声があることを受けとめていただきたい。

（西銘総務副大臣）

行政からICT化という指摘について、私も決裁を手書きでやっていたが早速取り組みたいと思う。

（小泉大臣政務官）

私もずっとそのことを言っている。内閣府はようやく電子決裁になったが、内閣官房の電子決裁率は0%、そういった現状がある。

（遠藤内閣情報通信政策監）

私も政府CIOになって以来、ずっとハンコを押している。あちこちが絡み合っ動かかない、何とかしないと腹立たしい限り。また、この間は、1,100円の交通費の出張決裁でハンコを押してほしいと言われた。なぜ1,100円で私の決裁を求めてくるのか。内閣官房はよろしくないようで反省している。

（小泉大臣政務官）

解決策は、ハンコをなくしてしまうこと。そうすると、何とかする、ということになる。

（田中次長）

ITの議論は以上とする。最後に、西村副大臣より締め括りのご発言をお願いしたい。

（西村副大臣）

民間議員からいただいた論点については今後議論を深めていただきたい。

パーソナルデータについては、ビッグデータ時代にふさわしい個人情報の保護のあり方、これはぜひ議論いただきたい。また、マイナンバーの利活用範囲の拡大は5分野に限らず、奨学金など幾つか使えるそのほかの分野も考えられるので、できるだけ前広に拡大できるような検討を深めていただきたい。スケジュールについても戸籍の議論を3年待たなければいけないというのもおかしい話であり、各省との関係も含めて前倒しでできるよう、私と小泉政務官も担当しているので進めていきたいと思う。

IT利活用を前提とする手続については、各省の足元、政府内の話も含めて、ぜひIT総合戦略室、平副大臣のところで全体の管理促進をお願いしたい。

MVNOについては、事業者間協議の促進だけではなく、前向きにも答えていただいたが、さらなる競争促進に向けた実効性とスピードを備えた議論を深めていただきたい。

(田中次長)

それでは、ITについては以上とし、出席者の入れ替わりを行う。

(出席者入れ替わり)

(義本次長)

議題3「大学改革・イノベーションについて」、西村副大臣から御挨拶をお願いしたい。

(西村副大臣)

本日は、藤井文部科学副大臣にもご出席いただき感謝。

昨年末に基本的考え方をまとめていただいたが、大学改革の目的は改革を進める大学を積極的に応援するということであり、そのために切磋琢磨する環境をつくるということである。客観的な評価指標に基づく透明性のある評価を行って、その結果を交付金の配分に連動させるという、その仕組みの導入がポイントになる。

この改革を進める大学を積極的に支援するという原則は、3類型に分けたときの特定の類型ということではなく、全ての国立大学に等しく当てはめる。いろいろ誤解もあるようなので、本日御議論を深めていただきたい。

どのような大学を目指していくかというのは、それぞれの個々の大学のビジョンによるものであり、多様な考え方があってしかるべきであるが、それぞれの大学のビジョン策定のプラスにもなるように、これまで余り議論してこなかった地域活性化の核となるような大学、あるいは特定の分野で全国の教育拠点、研究拠点となるような大学、こういった大学の役割についてもぜひ御議論いただきたい。

(義本次長)

橋本主査より、昨年12月に取りまとめられた「イノベーションの観点からの大学改革の基本的考え方」について、資料4として補足の資料を御用意いただいたので、御説明をお願いしたい。

(橋本主査)

昨年暮れに基本的な考え方を提出させていただいたが、特に文部科学省におかれ

ては、それ以降、大学改革に向けて随分議論を進めていただいた。また、その際に競争的資金との一体改革が必要であるということを強くお願いしてきて、1月に行われた産業競争力会議においても申し上げたところ、下村大臣も積極的にそれについて取り組むと言ってくくださった。私の聞いているところでは、文部科学省において、一体的改革のための取り組みがスタートすると伺っており、よろしくお願ひしたい。

さて、今副大臣からもお話があったが、この3類型に分けるとということについて、大学、大学院からかなり関心を持っていただいて、必ずしも私たちが考えていた方向だけではなく、いろいろな議論、心配がなされている。そこで、今回、資料4に基づいて補足ということでお話しさせていただきたい。

1ページ目、3類型の中の「世界最高水準の教育研究の重点支援拠点」において支援を受ける大学のみが結果として厚遇されるのではないかと、また、特に「地域活性化・特定分野重点支援拠点」の大学においては、長い研究上の蓄積や優秀な若手研究者による世界水準の研究活動があるにもかかわらず、それができなくなるのではないかと懸念が存在するように思われる。

しかし、国立大学の機能強化は、当然のことながら86国立大学全体が強くなっていただくためのものであり、国立大学を大学の規模や財政構造に応じて幾つかのトラックに分けて、切磋琢磨していただくというものである。「地域活性化・特定分野重点支援拠点」「特定分野重点支援拠点」において支援を受ける大学においても、それぞれの大学の固有のミッションを実現していくことを通じて、我が国のイノベーションを支える極めて重要な役割を担うことを期待している。

これを行うためには、やはり86国立大学それぞれと文部科学省が丁寧な対話を重ねて御理解をいただくことが重要ではないか。

今日は、その「地域活性化・特定分野重点支援拠点」の大学と、もう一つの「特定分野重点支援拠点」の大学の役割について、言わずもがなの部分があるが、もう一度確認させていただきたい。

2ページ目の「1. 『地域活性化・特定分野重点支援拠点』の大学の役割」だが、昨年閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「総合戦略」は、地方における安定した雇用の創出、地方への新たな人の流れの創出、地域と地域の連携の強化等を政策目標に据えた。今後、これに基づいて、各地方で5カ年の地方版総合戦略が策定されることとなるが、地域に存在する大学には、地域の特性に根ざしたイノベーションの創出拠点として、また、地域ニーズに対応した人材輩出の拠点として、さらには地域間連携の結節点として、これまで以上に大きな役割が求められている。

より具体的には、地域の抱える課題解決に貢献しているか（イノベーション）、地域のニーズに対応した人材を育成しているか（教育・人材育成）、強みを持つ分野の強化などを図る中で、地域間あるいは世界とのネットワーク構築を実現してい

るかなどの観点から、大学は地域活性化の核となることが期待されている。

同時に、強みを持つ分野については、地域と大学の個性に基づき、日本をリードする世界レベルの特色ある教育研究が推進されるべきであって、3ページ目だが、グローバル化時代にあっては、そのことこそが新たな雇用創出を含む真の地域活性化をもたらすことに留意すべきである。すなわち、その地域にある大学が既に世界レベルの高い研究レベルを持っていれば、さらにそれも伸ばして、それを地域を含めた我が国全体に還元していただきたいということである。

このような役割を果たす際には、積極的なクロスアポイントメント制度の活用などを通じて、自治体、大学、公設試を含む研究機関、産業界との連携・協力を強化することが求められるが、その際に、この連携・協力は地域内にとどまるべきではなく、むしろ地域を越えた連携、海外との連携を視野に入れることが不可欠であると強く述べたい。

地域活性化の核となることを積極的に進める大学に対しては、「基本的考え方」にも記載したように、運営費交付金の配分を含めより安定的な教育研究活動が推進できるようにするとともに、特色ある取り組みを行っている大学には重点的な支援が行われることが必要である。

次に、「2. 『特定分野重点支援拠点』の大学の役割」だが、国立大学の中にはある分野の教育・研究に特化して、そこで非常に優れた成果を上げている、そういう大学も存在している。こうした大学については、その特色のある分野に資源を重点的に配分し、当該分野を強化することがその大学の特色の明確化につながり、ひいては大学の機能の最大化につながると考えられる。

このような大学については、強みを持つ分野で求心力を持つ全国的な拠点になる役割、あるいは世界レベルでも注目される世界的な拠点になる役割も期待されている。その役割が果たせるよう、積極的な取り組みを行っている大学には重点的な支援を行うべきである。

最後、これも大変重要なのだが、学問の分野間で研究成果の性質や標準的な成果量が大きく異なるということがある。そこで、各大学の機能強化に関する評価指標は、分野別の指標を設定すべきである。また、その際は、大学の規模の相違も十分に考慮するなどして、各大学の特色と強みが活かされ、さらに強化されるように制度設計をすべきである。文部科学省におかれては、ぜひともしっかりと検討を進めていただきたい。

(義本次長)

続いて、文部科学省から、地域イノベーションの推進及び地方大学の活性化の取り組みについて御説明いただきたい。

(藤井文部科学副大臣)

資料5の2ページだが、産業競争力会議の議論や昨年末に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえつつ、文部科学省では、我が国の研究開発力を駆動力とした地方創生に貢献するための新規事業を開始するため、約26億円の予算を政府予算案に盛り込んでいる。

3ページは、そのプログラムの中の、世界に誇る地域発研究開発・実証拠点、リサーチコンプレックスと呼んでいるが、この推進プログラムについてである。

このプログラムでは、地域の将来ビジョンに基づき、先端研究施設など優位性のある研究開発資源を核に、地方自治体、技術シーズを有する大学・研究機関、企業を結集して、人材や技術が組織を超えて統合的に運営され、国内外から新たなパートナーや投資等呼び込むイノベーション創出拠点の構築を推進する。予算規模としては18億円であり、全国に公募して、現在、2拠点程度の支援をすることを予定している。

続いて、4ページは、マッチングプランナープログラムについてである。このプログラムでは、科学技術振興機構、JSTの目利き人材からなる専門家チームをつくりたいと思っている。そこで地域企業のニーズを探索し、当該ニーズを解決するのに最適な技術シーズをJSTのネットワークなどを活用して全国の大学等から見つけ出し、産学の最適マッチング、共同研究を支援していきたい。

予算規模としては9億円であり、現在、全国で5つ程度の専門家チームを編成する予定である。予算成立後速やかに開始できるよう、現在、準備を整えている。これらの事業の推進に当たっては、当然のことながら、経済産業省をはじめとした関係府省はもとより、地域の産業支援機関や金融機関など地域のプレイヤーとも連携しながら、日本の産業競争力強化に貢献する新たな科学技術イノベーションの創出につなげていきたい。

続いて、地方大学の活性化に対する取り組みについて御説明する。

地方創生の観点から、地方大学の役割には大きな期待が集まっており、文部科学省としても、地方大学の活性化を通して、地域の活性化を実現したいと考えている。

6ページをご覧ください。地方における国立大学の活性化について説明する。国立大学は、学生の6割以上が3大都市圏以外の地域に所在する大学に在籍しており、地方における大学教育の機会均等に貢献している。また、地域における企業との共同研究などを通じて、地域におけるイノベーション創出の拠点としても機能している。

文部科学省としては、平成25年11月に取りまとめた国立大学改革プランにおいて、各大学の機能強化の方向性の一つとして「地域活性化の中核的拠点」を位置づけ、地域ニーズに応じた人材育成拠点、地域社会のシンクタンクとしての機能の強化を図ってきた。平成27年度の政府予算案においても、国立大学の機能強化のため、予算を79億円増額している。

続いて、次の7ページをご覧ください。7ページには、各国立大学における

地方創生に向けた取組を紹介している。いずれも各大学の教育研究資源を有効に活用し、学部や研究科の組織再編を行うことで、地域が有する課題への的確に対応することを目指す取組である。文部科学省としては、これらの地域活性化の中核的拠点としての役割を果たすための積極的な取組について、重点的に支援を行っていきたいと考えている。

8ページをご覧いただきたい。国立大学の運営費交付金の見直しについての検討状況について、中間的だが、御報告をさせていただく。昨年12月17日の本WGにおいて、「見直しの基本的な方向性」について報告をさせていただいたが、現在、文部科学省の「運営費交付金のあり方に関する検討会」において、大学の改革構想を評価する手法や取組の成果を客観的に評価する指標など、鋭意検討を進めている。検討会における主な御意見としては、評価手法については、例えば取組の進展に応じて改革構想をグレードアップさせるなど、フレキシブルな対応をできるような評価の仕組みが必要である等々の意見をいただいている。また、評価指標については、地域活性化のための様々なステークホルダーのニーズをくみ取ることが重要である等々の意見を頂いている。

これらの議論を踏まえ、今後、機能強化の方向性に応じた重点配分や、学長の裁量による経費に関する評価、評価サイクル等について具体化していくこととしており、今後の予定としては、本年の3月に中間まとめについて御議論いただき、年央には一定の結論を得ることとしている。

9ページをご覧いただきたい。地方と都市の間の人口移動について、大学等への入学などが重要な機会と位置づけられていることを示している。

現状においては、各都道府県の18歳人口と大学の入学定員の数に偏りがあり、大学進学時に東京都や京都府に人口の流入が生じ、37の道県の人口は流出している。人気のある大学が都市部に集中する一方で、地方には大学自体が少なく、また定員を充足できない大学の割合も高くなっている。大学進学時における人口移動の傾向を変えるためには、大きな労力と時間をかけなければならないのではないかと考えているが、文部科学省においては、大都市部における入学定員超過の適正化についての検討を行うとともに、地方大学を一層活性化し、都市部の大学以上に魅力的な存在にするための取組を行っている。

10ページをご覧いただきたい。地方大学の活性化には、地方公共団体との連携が不可欠である。このため、文部科学省では、総務省と連携して、地方大学が地方公共団体と連携して雇用創出や若者定着のために行う取組について、補助事業や特別交付金で支援を行うこととしている。この連携により、例えば学生の地域企業における長期インターンシップや地方大学と地元企業の共同研究が一層促進されると考えている。

続いて、11ページをご覧いただきたい。地域が必要とする人材の育成に取り組み、地方における雇用創出や若者の地元定着を推進する大学を支援するため、平成27年

度予算案において、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」に44億円を計上している。

文部科学省では、平成25年、26年と、地域のための大学、地域活性化、地域再生化の拠点となる大学の形成を促進するために、地域の課題解決等に積極的に取り組む大学を支援してきた。これをCOC事業と呼んでいるが、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」は、これまでの個々の大学と地域が連携して取り組んできた事業を、より多くの大学が参加して、より広範囲な地域と協働して取り組む事業として発展的に見直したものである。

具体的には、地域に貢献する複数の大学が、大学が立地する自治体や企業、NPOと一緒に雇用創出や地元就職率の向上の具体的な数値目標を設定し、地域を担う人材育成を地域が一体となって取り組む事業を最大5年間支援するものである。文部科学省としては、こうした「地（知）の拠点」を展開することを通じて、地方創生を推進する地方大学を活性化していきたいと考えている。

（義本次長）

続いて、経済産業省から、地域イノベーションの創出とオープンイノベーションの推進について御説明をお願いしたい。

（片瀬経済産業省産業技術環境局長）

資料6に基づいて御説明する。

まず、1ページをご覧ください。イノベーション・ナショナルシステムということで成長戦略に取り組んでいるが、橋渡し機能の強化、オープンイノベーションの強化については、もう既に方針を決定していただき、実施局面にある。

また、2ページだが、地域イノベーションについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、公設試と産総研の連携で、全国レベルで橋渡し機能を果たしていくことや、公設試の橋渡し機能を強化するために助成の重点化を行うことなどを決定しており、それに基づいて対策を講じようとしているところである。

具体的には、3ページだが、公設試と産総研の連携については、まず、産総研において、公設試との連携窓口を強化した上で、希望する公設試の間では、公設試の職員を産総研のイノベーションコーディネーターとして、産総研の職員と同じ扱いをし、情報のアクセスも完全に開放して、一緒にイノベーションを地域で起こしていくという形を取ることにしている。また、公設試の研究員の人材育成も様々な形で産総研でやっていきたいと思っている。

その上で、経産省からの支援の重点化ということで、左の上の部分だが、まず、公設試と地域の中堅・中小企業、あるいは産総研と地域の中堅・中小企業との共同研究については、新規の予算が約14億円ある。いわゆるサポインと言われている約130億円の予算についても、公設試の取り組みに応じて重点化を図りながら助成をし

ていくことも考えている。また、地域の公設試の施設整備についても、左の真ん中にあるような予算措置を新設したところである。

次に、オープンイノベーションだが、4ページにあるようにオープンイノベーションが遅れており、具体的な措置として3つ決定している。

5ページ目だが、まず、税制である。研究開発税制の中でオープンイノベーション型の税制の抜本的拡充というものが実現した。例えば大学、国の研究機関については30%を税額控除ということになり、この措置は損金算入とは別に講じられるので、実際は100の投資に対して3分の2ぐらいの補助になる。

次に6ページだが、クロスアポイントメント制度について、文科省と経産省合同で昨年末に共同文書を発出し、これまで20%程度とされていた派遣先での業務割合が50、50も含めて自由に設定できるという制度にした。

最後に、オープンイノベーション協議会である。これは、民間の取り組みをこれから懲憑していかなければいけないということで、176の企業、さらに42の大学や研究機関に集まっていたが、先週、2月12日に発足した。ここでオープンイノベーションの成功事例の共有などの取り組みを促進していきたいと思っている。

(義本次長)

民間議員の皆様、有識者の皆様から御意見をいただきたい。

(小林議員)

経産省の資料の4ページ、点線で囲ってある部分に、企業側の原因として、「我が国企業にはオープンイノベーションのメリットや進め方が十分浸透しておらず、経営判断として組織内の抵抗を乗り越えることが困難であるため。」と記載されているが、これはかなり事実と反するのではないか。民間と国の研究開発投資が概ね3～4対1の割合であること、海外へかなり委託しているということ、あるいは民・民でやっているというあたりなどを考慮すれば、相当オープンイノベティブなことをやっているし、少なくとも組織内の抵抗を乗り越えることが困難では全くない時代だと思う。

大学を中心に考えると、相変わらず学問の自由だとか、かなりアカデミアというのはペダンティックなところに入っていて、企業サイドから見るとプロジェクト的なもの、よりプラクティカルなものは、なかなか今まではできなかったのだが、今後、産総研、NEDOやJST、あるいは大学も含めて、こうした仕掛けをつくってもらっていけば、かなり前向きに進むのではないかと期待している。

(片瀬経済産業省産業技術環境局長)

小林議員のような先進的な企業は全く問題ないと思うが、総体として見ればそういうところもあるということだと思うので、そういう中で後ろ向きに捉えているの

ではなくて、前向きに税制や、こういった協議会で促進していきたいと思っている。

(佐々木議員)

資料5の12ページ、「地(知)の拠点」ということで非常にわかりやすく図示されており、3番目の類型のところにはここが入るということで、多分国立は28大学がここに割り振られているのだと思うが、この割り当てられた大学が、地方にフィットをする強みというのをどういうように持っているかが非常に重要だと思う。

小樽商科大学と一番上に書いてあるが、小樽商科大学で小樽の産業とどういうフィットをしていて、そこを地域活性化できるのか、いい例は結構聞くのだが、本当にこのように割り当てたときにきちんとされているのかどうか。今、交付金でいけば小樽商科大学は13億円ぐらいしかもらっていない。東京大学の811億円と比べものにもならない13億円のところで地方で頑張れと言ったときに本当に頑張れるのかどうか。そういう割り振りで、強みを持っていて伸ばす部分があるのかどうか。

逆にいうと、9ページの学生流出にもあるように、もともと13億円しか配っていないところから、学生はもう少したくさん811億円もらっている東京に行きたいと思うのではないか。この傾向を本当に助長してしまうのではないか。それを止めるために具体的に何をするか。強みを強化しますと言っても、そう簡単に強みなどは出ないし、その地域の産業も空洞化しているときの何を強くするための地域の中核拠点にするのか。やはりもう少し明確にしないと納得されにくいのではないか？

3類型に分けて交付金の配分の仕方を決める話を今議論しているが、その3類型でどういうように競争的な割合が違うかということを確認に定量化していただきたいと前回言った。しかし、余りそれもされないうちに割り振られてしまって、13億円のうちの例えば3割ぐらいが競争的資金と言われても、納得しないと思う。その辺を本当に不安感のない形で説明し、例えばこの大学を指定したときに中身はこういうことでできるのだということがわかるように、もう少し親切にやるべきである。不安感だけが先に走っている部分もあって、改革をしたのに、改革の主役の本人たちが不満を持ったまま、または恐れを持ったままでその先に進むことでは、余りいい効果を得られないのではないかと思うので、改革は私も必要だと思うが、ぜひそういうきめの細かい御検討をいただきたい。

(藤井文部科学副大臣)

時間の都合上12ページを説明していなかったが、これは新しい事業である「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」に行くまでのプロセスとして、これまで平成25年度、26年度で行っていた事業において教育に関する経費を助成したところのリストを出したものである。その反省も踏まえて、新しいプログラムとしてCOCプラスという形でもっと地域の関連性というのを高めようという考えで新しく再構成したということで11ページに示しているが、12ページはその古いバージョンのことで

ある。

具体的にどういうことかという、例えば7ページに、国立大学の中でも具体的にそのエリアでかなり評価されているところを幾つか事例を書かせていただいたが、こういった形に持っていく。それを今ある12ページの全ての大学が完全にやっているかといったら、これは議論のあるところだと思うので、私どもとしては、それらのメリハリをちゃんとつけて、新たな制度としてこれを実施していきたいと考えている。

(吉田文部科学省高等教育局長)

若干補足させていただきたい。

国立大学に対する支援の仕方として、運営費交付金というのが非常に重要である。その運営費交付金の配分のあり方、これをこれまでのものと大きく変えていこうというのがこれまでも御議論いただいている、三つの枠組みをつくってということである。

地(知)の拠点大学のほうは、これは国公私を通じてそれぞれの地域のニーズに即した形での教育や研究について、特色ある地域と連携した取組をしているところについて、運営費交付金とはまた別の仕組みではあるが、援助していこうというものである。ただ、今度新たに地域活性化というものを、運営費交付金の配分のあり方の指標として持ってくるので、そことの連関というのはきちんとやっていかなくてはいけないと思うし、そのあたりの丁寧な指標の設定というのは、こちらも十分検討していかなければいけないと思う。

先ほど橋本主査のほうから、86の国立大学長と丁寧な対応を重ねてという御指摘があった。これについては、今、私どものほうも早速取り組んでおり、2月の初めごろから、順次、各国立大学の学長と私どもとの間の対応を重ねていて、先週13日までに14大学が面接、対話をするような形にしている。2月から3月にかけて、全国立大学の学長と意見交換をし、私どもの意図、また産業競争力会議の御示唆、そういったものについて丁寧にお話をしつつ、また先方の大学側の御意見なりについてもできるだけその場を通じてくみ上げていきたい。

(岡議員)

前日も申し上げたが、この3分類に分けて、特色を生かしてそれぞれの大学が目指すべきところを実現してもらおうという考え方については、私は大賛成である。数的に一番多くなるのはこの地域のところだと思うので、ここをどれだけ充実したものにできるかがどうか、今回の大学改革の肝になると思っている。

その上で、やはり地域の拠点、地域活性化というところは、それぞれの大学が何が自分の大学の特色であり、何で自分のいる地域に貢献できるのだということについて真剣に考えて具体的に対応していただく。そのための支援が国から必要であれ

ばもちろん求めたらいいと思うが、そこをしっかりとしないといけないと思う。国立大学だけで86大学もあるが、これだけの数が本当に必要なのか。そういう意味では、ある程度競争しながら、いいところが残っていくというような部分も将来的には考えていく必要があるのではないかと。

まち・ひと・しごと創生本部でも、やはりその地域地域の主体性が重要だと指摘している。地域がどういう街づくりを行って活性化したいかというものをまず総合戦略で出してもらおうというようなことを政府は言っているが、大学改革にも相通ずるところがあるのではないかと。やはりそれぞれの地域の大学が何をもって自分たちが活躍でき、地域に貢献できるのか、そういう視点が必要だと思う。

(北山三井住友銀行取締役会長)

3類型の問題については、吉田局長が仰ったように、文科省で86の国立大学との対話等を進めておられるとのことなので、そこでよく御説明されていると思うが、今回の議論は、各大学が主としてどこに軸足を置くかということであり、必ずしも枠組に完全にはめるものではないと理解している。

資料に、地域の拠点大学による取組例があったが、86大学のうちで私が知っているわかりやすい例を1つ申し上げると、沖縄では、琉球大学が中心となって、沖縄国際大学やOIST（沖縄科学技術大学院大学）等との大学間のネットワークを産官学で協働して構築している。この取組では、海に囲まれた沖縄の地理的な特性である海洋という切り口が大きなテーマの一つになっており、地域の拠点としての琉球大学の役割がわかりやすい。

地方を切り口とした施策はこれまで幾つも行われており、例えば、日本学生支援機構が事務局になり、全国の11地域で、大学等が中心となりインターンシップを充実させる取組をサポートする施策も、平成26年度から予算がついていたと思う。文科省のみならず各省で、地方を切り口とした施策が複数走っているが、目的が似たものも多いと思うので、それらの在庫を一度洗い出し、整理、統合というか、うまく組み合わせる作業をされても良いのではないかと。

(谷口熊本大学長)

橋本先生の提出された資料4は非常によく出来ている。まさにこの通りなので、この考え方の中身がわかるように資金が配分され、中身が確かにこういうようになっているなど理解されて今後につながっていく形になれば、書かれていることが実現に向かって非常にうまく進んでいくだろうということが1点。

地域の創生というものに関して、例えば熊本では知事と市長と学長と産業界、商工会という経済界、そういう5者のトップの会談というのをつくらせていただき、具体的にいろんな地域の創生に繋がる課題について相談させていただいて動かせるようにしている。地域の課題は、世界につながる、グローバルなところにつながっ

ていくというのを産業界の方も言われるし、地域は地域という枠の中でローカルになってしまったらやはり発展しない。九州はアジアにも近く、そういうところを含めてグローバル社会につながっていく事が大事という話もそういう中で非常によく出てくる。私どもはそういう地域をグローバル社会に繋ぐ役割もしっかり果たすということをその会議の中で決めていきながら、今回も例えば「トビタテ！留学JAPAN」というのがあるが、その地域版というのを地域の企業の方との協力も得てつくらせていただいた。地域の発展に将来寄与できるような人材育成と一緒にやっていくということも大学を含めて、地域の各界の皆様と連携して進めさせていただいている。

地域とグローバル社会を繋ぎながら、地域というのをしっかりと活性化していく、そういう役割もしっかり、少なくとも国立大学が果たすということで今やらせていただいているということだけ申し上げる。

（橋本主査）

今回の大学改革について議論をしている中で、地域の大学においても、随分頑張っている大学が多く、また、ポテンシャルもあるということ強く認識している。ただ、一方で、地域の大学においては運営費交付金の120%が人件費だというようなところもあり、この財務体質を変えていかないと変革も困難と思われる。一方で、運営費交付金を増やすということが極めて難しい中、できることと言えば、何度も申し上げているが、競争的資金をいかにうまく大学運営の中に使っていくかということであろう。すなわち、基盤的経費、インフラとして運営費交付金があるが、それが減っていつている中で、競争的資金も一部インフラとして使わなければいけないという時代だと思うので、ぜひ一体的な検討を進めていただきたい。これは文部科学省に限らず、ほかの省庁にまで当然広げていくべきことだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

（義本次長）

地域の大学については様々な御意見をいただいたので、文科省におかれては検討会において、その点も含めて御検討をさらに進めていただきたい。

最後に、まとめとして西村副大臣から御発言をお願いしたい。

（西村副大臣）

今日は特定分野の強みを伸ばす大学あるいは地域活性化の拠点となる大学について御議論をいただいた。それぞれの大学の特性を生かして、国内外の大学、研究機関、企業との連携を強めることによって、さらに機能の最大化を図り、一定の役割を果たしてもらおうことが期待されており、ぜひそうした期待に応えていく上でも、各国立大学は改革の取り組みを継続して行っていくことが不可決である。

文部科学省においては、その評価方法、評価手法、運営費交付金の配分の方法等々、一体的に御議論いただいているが、各大学の改革へのインセンティブをどう強めていくか、あるいは改革に向けて学内のガバナンスをいかに効率的、効果的に機能させていくかという視点も含めて、引き続き制度設計の御検討をお願いしたい。

地域イノベーションは、文科省も経産省も、マッチングプランナーや戦略分野コーディネーターを活用して取り組んでいただけるとのことなので、引き続き真の連携が図れるようお願いしたい。

オープンイノベーションについては、経産省と小林議員の間に議論があった。確かに数字を見ると、公的教育機関や高等教育機関に民間の出資する割合が日本は非常に低くて、他のOECD平均よりも低いのだが、アメリカも非常に低く、アメリカがオープンイノベーションができていないかということでもないと思う。民間出資比率が高いのはハンガリーやノルウェーなのだが、本当に彼らがちゃんと成果を出しているかということでもないと思うので、その数値の見方という問題もある。

長期的よりも短期的な成果を求める傾向もあると思うが、いずれにしても、これからオープンイノベーションを進めるというのは大きな方向性である。大いに伸ばしていただいて、それぞれ民間でもやっていただく環境を作っていただくよう、経産省にもお願いしたい。

(以上)